

4. 役員の任期および会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終る。ただし、学会会則および同運営規則に規定されているものは、その定めるところによる。

第十一条（改正）

本規約の改正は、総会の議決による。

細則

1. 支部長の選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。
2. この他の役員の選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。ただし、支部長が推薦し、総会においてこれを追認することができる。
3. 選挙は、学会員によって行われる。

付則

本規約および細則は、2001年12月1日より施行される。ただし、会計に関する事項は、2002年4月1日より実施される。学会新会則および同運営規則に関連する事項は、学会2002年度春季大会時の総会における決定にしたがって施行される。

申し合わせ（会費の代理徴収）

準会員を除く会員の支部会費徴収を学会に要請する。

全国学会引き受けに関する申し合わせ

(2004.12.4 支部総会にて承認)

2005年度以降に日本フランス語フランス文学会の全国学会を中国・四国支部で引き受ける場合には、原則としてA地区とB地区が交互にこれを担当する。なお、全国学会を引き受けた地区は、実行委員長と実行委員および会場となる開催校を、当該地区に属する学会員および大学等の機関のなかから選ぶこととする。